

公認会計士・  
大仲清  
税理士

人間生活に経済活動は必要であるが、その経済活動が周辺環境に悪影響を及ぼすことが

ある。負荷を与えられた環境への対応のために支出する費用・損失を環境債務という。有機溶剤、重金属、農薬、アスベスト、PCB、ダイオキシンなど環境に負荷を与える汚染物質は数多い。それらがもたらす健康被害を防止、回復するために法令が多数定められている。たとえば2001年にPCB特別措置法、02年に土壌汚染対策法、05年に石綿障害予防規則が制定・施行されている。10年4月1日には改正土壌汚染対策法が施行された。

資産除去債務とは、有形固定資産を除去するため将来的に必要な費用のうち、土壌汚染やアスベスト処分など、法・条例・契約などで実施が義務付けられる部分を指す。この将来費用を減価償却して会計処理するという新会計基準が2010年4月からスタートした。連載では、新会計基準についての基礎知識から具体的な今後の処理業界への想定される影響までを、公認会計士・税理士で産廃業界に精通する大仲清氏に解説していただく。

## 産廃処理業者と新会計基準

■第1回(隔週掲載)

# 「環境法令と資産除去債務会計」 経済活動に伴う負の部分への対応

資産除去債務早期適用会社 金額単位：百万円

会社名	初年度特別損失	資産除去債務
日鉄鉱業	2,437	3,093
静岡鉄道	351	810
エー・エス・ジェイ	755	2,103
東北銀行	38	49
リーガルコーポレーション	146	196
トヨタ自動車	-	11,600
レオパレス21	413	101
コナミ	20	93
タカチホ	142	307
デジタルチャック	-	-

EDINET、税務通22.7.12号より作成

一方国際会計基準とのコンパリエンスのために環境債務のうち資産除去債務会計基準が10年4月1日以後開始する事業年度から上場会社に全面適用された。この基準は早期適用も可能とされたが図表にあるとおり10社が早期適用している。多額の特別損失と資産除去債務が発生している状況が読み取れる。資産除去債務は将来有形固定資産を除去する時に法令または契約で義務付けられる費用をあらかじめ債務として計上するものである。法令には国のみでなく自治体の条例、さらには国外の法令も含まれる。先進企業では従来から環境報告書などで環境債務を随時開示していたが、このたび財務諸表に継続開示することを義務付けたのである。

この会計基準は設備投資をする場合投資開始から廃棄再利用までを視野に事業採算性を検証する必要があることを示している。検証にはライフサイクルコストによって原料採掘・製造・流通・使用・までの製品のライフサイクルすべての段階において環境に与えるさまざまな負荷を科学的、定量的、客観的に評価し、環境負荷の低減を図ることも有益である。

### 中小企業の対応

資産除去債務の会計基準自体は中小企業には強制適用されないが、環境法令は中小企業にも適用される。環境法令は人の健康被害に関することなので企業規模の大小で適用に例外を設けるべきではないからである。また不動産取引においては建業者は土壌汚染の有無の説明義務があるので、土壌汚染対策法による調査義務がない場合でも、不動産取引するときに汚染が発見される場合が多い。経済活動において汚染事故を起こさないようにするには、すべての企業に共通している。

## 産廃協会が産廃60人が産廃 今年度より定期的に開催

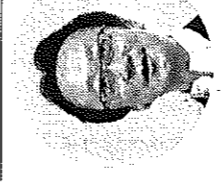
京都府産廃協会(佐藤成章会長)は今年度より、産廃処理業者や排出事業者に対して、産廃処理に必要な基礎知識をはじめ、能力開発

・経営管理・環境保全等に関する知識を修得することを目的とした包括的な研修会を実施することになった。カリキュラムは、「基礎コース」「管理者コース」「経

営コース」の3つの階層別研修となっている。研修は1日間に分けられる。昨年度まで、単発的に研修会を実施していたものを、業界の資質向上を目的として、体系的、計画的な研修を実施することで、業界全体の底上げを図ると共に、将来の業界のリーダーを養成するとしている。業界関係者のみな

ら、一般市民にも参加を呼びかけ、産廃処理や環境関係の知識の普及を行うことにより、3Rや産廃物の減量やリサイクルの推進に貢献、産廃物の適正処理推進に努めるとしている。また「優良性の判断に係る評価制度」の申請への足がかりになればという考えのほか、

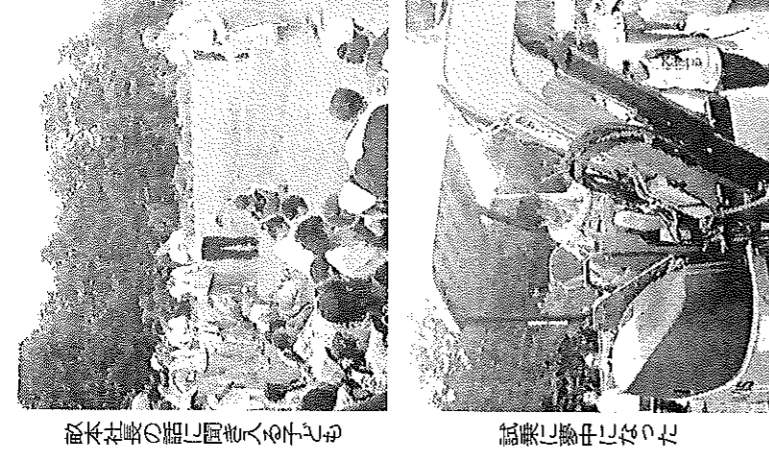
従来よりも積極的に研修会を開催し、他社との競争優位の確保、プレゼンテーション能力および現場対応力の増進、情報ネットワークの構築など、総合力の向上により企業の生産性の発展に寄与していきたいとする。なお、第十回目の研修(基礎コース)は9月1日、京都府(京都府)で行われる。



浅野仁一 理事長

産廃協会(佐藤成章会長)は9月10日、第9回実務基礎コース研修会を京都府産廃労働センターウイングあいち(名古屋市中村区)で開催する。

参加対象は、排出事業者および産廃処理業者の業務担当者または教育指導担当者で、内容は産廃処理の基礎知識から委託契約、マニフェスト、帳簿など重点が置かれる。



取本社長の話に聞き入る子ども

試験に夢中になった

## 60人が産廃

(財)児童愛の会/横

京都府産廃協会

排出者と処理業者がタッグ  
一般社団法人環境適正推進協会  
一般社団法人環境適正推進協会(浅野仁一理事長)は7月、都内で勉強会を開き、原則の産廃処理委託が横行していることなど現場の実態があらためて問題にされた。浅野理事長は「意識の高い排出事業者と処理業者が集まって話ができる場をつくりたい」と述べ、課題の洗い出しを行うことになった。排出事業者からは「適正処理の基礎がないので、どうしても個人経営も大手の業者を選ばず、まごごなごの意見が出た。処理業からは「働きかければ行政も排出事業者に指導する。ISOにも処理業者を選ばず、手書で組む入れたい」との言葉があった。勉強会では、高橋利行行政書士の講演やエコカルによる処理業者のイメージ調査の結果が報告された。

「環境適正推進協会」は、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。また、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。

「環境適正推進協会」は、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。また、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。

「環境適正推進協会」は、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。また、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。

「環境適正推進協会」は、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。また、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。

「環境適正推進協会」は、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。また、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。

「環境適正推進協会」は、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。また、排出事業者と処理業者の連携を促進し、適正処理の実現を目指す。

### カーボン・オフセットの

(CARBON OFFSET)  
どこでも削減できない量のCO2を、全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

販売価格はホームページにて  
(毎週相場が変動します。)

株式会社 エコソル(ソ)リューション  
http://www.ecosol.co.jp/

### 建設副産物、廃棄物の資源リサイクル

篠原建設 篠原建設 株式会社

TEL 0942-83-3723 FAX 0942-82-8045  
TEL 0942-86-0902 FAX 0942-85-0832  
http://www2.saganet.ne.jp/fullface/index.html

「建設副産物、廃棄物の資源リサイクル」は、建設現場で発生する副産物や廃棄物を、資源として再利用することによって、環境負荷の低減と資源の有効利用を図ります。

# 石膏ボード分別処理機

# スライド投入機付 BIG

従来、HIプラスターボード(処理)